

15 65歳超雇用推進助成金

65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入を行う企業等に対して助成するものであり、高年齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。

本助成金は次の3つのコースに分けられます。

- I 65歳以上への定年引上げ等を行う場合に助成する「65歳超継続雇用促進コース」
- II 高年齢者の雇用管理制度の整備を行う場合に助成する「高年齢者評価制度等雇用管理改善コース」
- III 高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換する場合に助成する「高年齢者無期雇用転換コース」

I 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年引上げ等を実施する事業主に対して助成するものであり、高年齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、次の（1）～（3）のいずれかを就業規則または労働協約に規定し、実施した場合に受給することができます。

- （1）旧定年年齢を上回る65歳以上への定年の引上げ
- （2）定年の定め廃止
- （3）希望者全員を対象とした旧定年年齢および継続雇用年齢を上回る66歳以上の継続雇用制度の導入

対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、次の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット9～13ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと。
そのうち特に次の点に留意してください。
 - （1）定年引上げ等の実施状況や制度の規定にあたって費用を負担した状況を明らかにする書類等を整備・保管し、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）から提出を求められた場合にそれに応じること
 - （2）支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者（※1）が1人以上いること

※1 短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除きます。また、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。
- 2 定年引上げ等の措置の実施に要した経費を支払っていること
- 3 高年齢者雇用推進者（※2）の選任に加え、次の①～⑦の高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施していること
 - ① 職業能力の開発および向上のための教育訓練の実施等
 - ② 作業施設・方法の改善
 - ③ 健康管理、安全衛生の配慮
 - ④ 職域の拡大

- ⑤ 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- ⑥ 賃金体系の見直し
- ⑦ 勤務時間制度の弾力化

※2 高齢者雇用確保措置を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当しているものとして、必要な知識および経験を有している者の中から事業主が選任する者をいいます。

注意 次の場合は支給対象となりません。

定年引上げ等の措置を実施した日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高齢者雇用安定法第8条（60歳以上の定年を定めていること）または第9条第1項（65歳以上の定年か継続雇用制度を定めていること）の規定と異なる定めをしていた場合

支給額

本助成金は、実施した対象措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて、下表の額が支給されます（※3）

<定年の引上げまたは定年の定め廃止>

措置内容 (引上げ年齢)	65歳		66歳以上		定年の定め の 廃止
	5歳未満	5歳	5歳未満	5歳以上	
60歳以上 被保険者数					
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

<希望者全員を対象とした66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入>

措置内容 (雇用延長年齢)	66～69歳		70歳以上	
	4歳未満	4歳	5歳未満	5歳以上
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

※3 定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額はいずれか高い額のみとなります。
また、1事業主当たり（企業単位）1回限りとなります。

受給手続

本助成金を受給しようとする申請事業主は、当該措置の実施日の翌日から起算して2か月以内に、「65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）支給申請書」に必要な書類を添えて（※4）、機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）に支給申請してください。

※4 申請書等の様式やこれに添付すべき書類については、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

利用にあたっての注意点

- 1 そのほか本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD, F, G, Iにご留意ください。
- 2 本助成金の要件や手続き等の詳細については、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

II 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度の整備に係る措置を実施する事業主に対して助成するものであり、高齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、企業内における高齢者の雇用の推進を図るための「高齢者雇用管理整備の措置」を、次の1および2により実施した場合に受給することができます。

1 雇用管理整備計画書の認定

高齢者の雇用の推進のための次の「高齢者雇用管理整備の措置」を記載した「雇用管理整備計画書」（※1）を作成し、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）理事長に提出してその認定を受けること

※1 実施期間が1年以内であるものに限りします。

高齢者の雇用の機会を増大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しまたは導入および医師または歯科医師による健康診断を実施するための制度の導入

55歳以上の高齢者を対象とした次の（1）～（7）のいずれかの措置を労働協約または就業規則に定めて実施すること。

- （1） 高齢者の意欲および能力に応じた適正な配置および処遇を行うため、高齢者の職業能力を評価する仕組みおよびこれを活用した賃金・人事処遇制度の導入または改善を行うこと
- （2） 短時間勤務制度、隔日勤務制度など、高齢者の希望に応じた勤務が可能となる労働時間制度の導入または改善を行うこと
- （3） 高齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または改善を行うこと
- （4） 高齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要となる知識を付与するための研修制度の導入または改善を行うこと
- （5） 高齢者の意欲と能力を活かすため、高齢者向けの専門職制度の導入等、高齢者に適切な役割を付与する制度の導入または改善を行うこと
- （6） 高齢者に対して、医師または歯科医師による健康診断を実施するための制度（※2）の導入を行うこと

※2 法定の健康診断以外の健康管理制度であって、一定の検診項目を含む人間ドックまたは生活習慣病予防検診のいずれかの制度をいいます。また、検診の費用の半額以上を事業主が負担する制度であることが必要です。

- （7） （1）～（6）に掲げるもののほか、高齢者の雇用の機会の増大のために必要な高齢者の雇用管理制度の導入または改善を行うこと

2 高齢者雇用管理整備の措置の実施

1の雇用管理整備計画に基づき、同計画の実施期間内に「高齢者雇用管理整備の措置」を実施すること。

対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、次の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット9～13ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと。

そのうち特に次の点に留意してください。

- (1) 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者であって講じられた高齢者雇用管理整備の措置により雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること
 - (2) 高齢者雇用管理整備の措置の実施状況やそれに要する費用を負担した状況を明らかにする書類等を整備・保管し、機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）から提出を求められた場合にそれに応じること
- 2 高齢者雇用管理整備の措置の実施に要した経費を支払っていること。

注意 次に該当する事業主は支給対象となりません。

雇用管理整備計画書を提出した日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高齢者雇用安定法第8条（60歳以上の定年を定めていること）または第9条第1項（65歳以上の定年か継続雇用制度を定めていること）の規定と異なる定めをしていた場合

支給額

本助成金は、申請事業主が雇用管理整備計画の実施期間内に要した次の支給対象経費（※3）に、60%（中小企業以外は45%（※4））を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）が支給されます。なお、生産性要件を満たしていることが確認できた事業主については、支給対象経費に75%（中小企業以外は60%）を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）が支給されます。

※3 人件費を含みません。支給申請日までに支払いが完了したものであって証拠書類により支払いの事実が確認できるものに限りです。

※4 中小企業事業主の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照

高齢者の雇用の機会を増大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しまたは導入および医師または歯科医師による健康診断を実施するための制度の導入に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費（※5）

※5 当該措置の導入を実施した場合は、30万円の費用を要したものとみなします。

ただし、当該取扱の申請は企業単位で最初の1回限りとし、2回目以降の申請は30万円を上限とする経費の実費を支給対象経費とします。過去に高齢者雇用安定助成金のうち雇用管理制度の整備等により助成金の支給を受けた事業主又は65歳超雇用推進助成金（高齢者雇用環境整備支援コース）のうち雇用管理制度の整備等により助成金の支給を受けた事業主は本取扱を既に受けたものとします。

注意 申請事業主とその配偶者、親族、従業員等との間の取引に要した経費は支給対象となりません。

受給手続

本助成金を受給しようとする申請事業主は、次の1～2の順に受給手続をしてください。

1 計画の認定申請

「雇用管理整備計画」の実施期間の開始日から起算して6か月前の日から3か月前の日までに、当該計画を記載した「雇用管理整備計画書」に必要な書類を添えて（※6）、機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）に認定申請をしてください。当該認定の後、「雇用管理整備計画認定通知書」が交付されます。

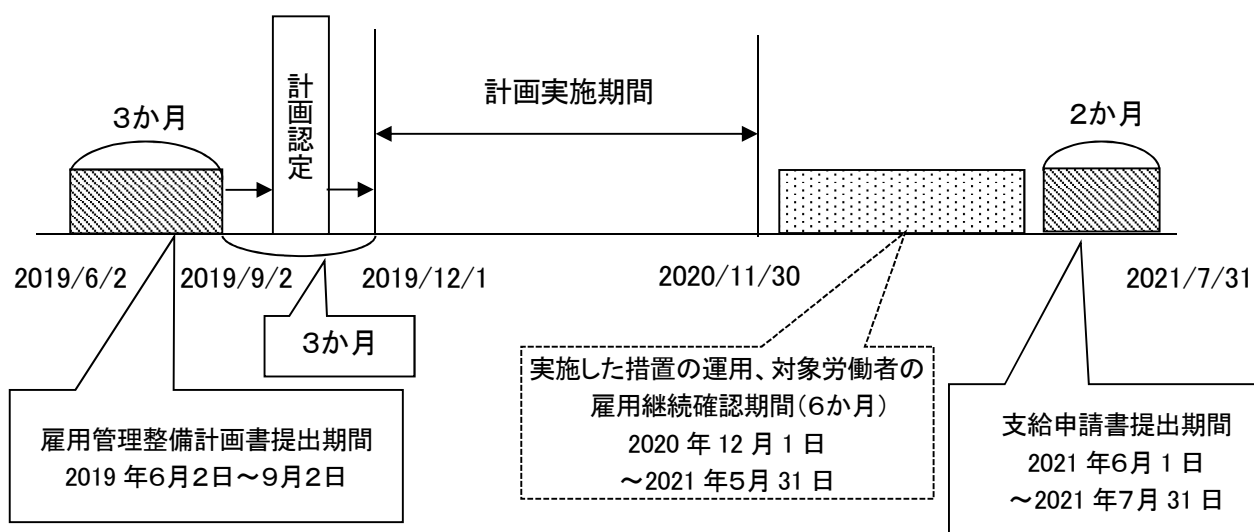
2 支給申請

「雇用管理整備計画」の実施期間の終了日の翌日から起算して6か月後の日の翌日からその2か月後の日までの間に、「65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）支給申請書」に必要な書類を添えて（※6）、機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）に支給申請してください。

※6 申請書等の様式やこれに添付すべき書類については、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

（参考）受給手続きの流れ

【例：雇用管理整備計画の実施期間が2019年12月1日～2020年11月30日（1年間）の場合】



利用にあたっての注意点

- 1 そのほか本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD, F, G, H, Iにご留意ください。
- 2 本助成金の要件や手続き等の詳細については、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース

高年齢の有期契約労働者をより安定した雇用形態に転換する事業主に対して助成するものであり、高年齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本助成金（コース）は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次の1の対象労働者に対して、有期雇用の高年齢者を安定した雇用形態に転換する措置を、2と3により実施した場合に受給することができます。

1 対象労働者

本助成金（コース）における「対象労働者」は、次の（1）～（5）のいずれにも該当する労働者です。

- （1）申請事業主が雇用している通算雇用期間が6か月以上（※1）で50歳以上かつ定年年齢（※2）未満の有期契約労働者（※3）であること
- （2）無期雇用への転換日において、64歳以上の者でないこと
- （3）労働契約法第18条に基づき、労働者からの申込により無期雇用に転換した者でないこと
- （4）無期雇用労働者として雇用することを約して雇入れられた有期契約労働者でないこと
- （5）無期雇用への転換日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所に無期雇用労働者として雇用されたことがないこと
- （6）支給申請日の前日において、当該事業主の事業所の雇用保険被保険者であること

※1 支給対象事業主との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と次の有期労働契約の初日との間に、これらの契約期間のいずれにも含まれない空白期間が6か月以上ある（通算対象の契約期間が1年未満の場合は、その2分の1以上の空白期間がある）場合は、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は通算しません。

※2 同種の業務に従事する期間の定めのない労働契約を締結する労働者に適用される定年年齢をいい、65歳以上である場合は、65歳とします。

※3 期間の定めのある労働契約を締結する労働者のうち、派遣労働者以外の者をいいます。

2 無期雇用転換計画の認定

「無期雇用転換計画」（※4）を作成して、それについて（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）理事長に提出してその認定を受けること

なお、無期雇用転換計画書提出日において、事業主は次の（1）および（2）を満たしていることが必要です。

- （1）有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度（※5）を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定していること
- （2）高年齢者雇用推進者（※6）の選任に加え、次の①～⑦の高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施していること
 - ① 職業能力の開発および向上のための教育訓練の実施等
 - ② 作業施設・方法の改善
 - ③ 健康管理、安全衛生の配慮
 - ④ 職域の拡大
 - ⑤ 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進

⑥ 賃金体系の見直し

⑦ 勤務時間制度の弾力化

※4 実施期間が3年から5年までのものに限ります。

※5 実施時期が明示され、有期契約労働者として平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以上の者を無期雇用労働者に転換する制度に限ります。

※6 高齢者雇用確保措置を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当しているものとして、必要な知識および経験を有している者の中から事業主が選任する者をいいます。

3 無期雇用への転換の実施

2の無期雇用転換計画に基づき、対象労働者に対する次の(1)～(4)のすべてを満たす措置を実施したこと

(1) 対象となる有期契約労働者を計画実施期間内に無期雇用労働者(※7)に転換すること

(2) (1)の転換後、6か月以上継続して雇用し、6か月分(※8)の賃金を支払ったこと

(3) 支給申請日において制度を継続して運用していること

(4) 転換した対象労働者を65歳以上まで雇用する見込みがあること

※7 転換した日から支給申請日の前日において、雇用保険被保険者として適用されていることが必要です。

※8 通常勤務した日数が11日未満の月は除きます。

対象となる事業主

本助成金(コース)を受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット9～13ページ)のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です。

そのうち特に次の点に留意してください。

- 1 上記「対象となる措置」に示す措置を受ける対象労働者の出勤状況および支払い状況等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を整備・保管し、機構の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)から提出を求められた場合にそれに応じること

注意 次のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

- 1 転換日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過した日までの間に、雇入れ事業主が、その雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇(勧奨退職等を含む)したことがある場合

- 2 転換日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過した日までの間に、当該転換を行った適用事業所において、その雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由(※9)により、当該雇入れ日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させていた場合

※9 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1Aまたは3Aに該当する離職理由(事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職を含む)をいいます。

- 3 無期雇用転換計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高齢者雇用安定法第8条(60歳以上の定年を定めていること)または第9条第1項(65歳以上の定年か継続雇用制度を定めていること)の規定と異なる定めをしていた場合

支給額

1 本助成金（コース）の支給額は、対象労働者1人につき48万円（38万円）です。

注（ ）内は中小企業以外の額（中小企業事業主の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照）

2 生産性要件を満たしていることを確認できた事業主については、対象労働者1人につき60万円（48万円）が支給されます。

3 対象労働者の合計人数は1支給申請年度1適用事業所あたり10人を上限とします。

受給手続

本助成金（コース）を受給しようとする申請事業主は、次の1～2の順に受給手続をしてください。

1 計画の認定申請

「無期雇用転換計画」の実施期間の開始日から起算して6か月前の日から2か月前の日まで（認定申請期間）に、当該計画を記載した「無期雇用転換計画書」に必要な書類を添えて（※10）機構の都道府県支部 高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）に認定申請してください。当該認定の後、「無期雇用転換計画認定通知書」が交付されます。

2 支給申請

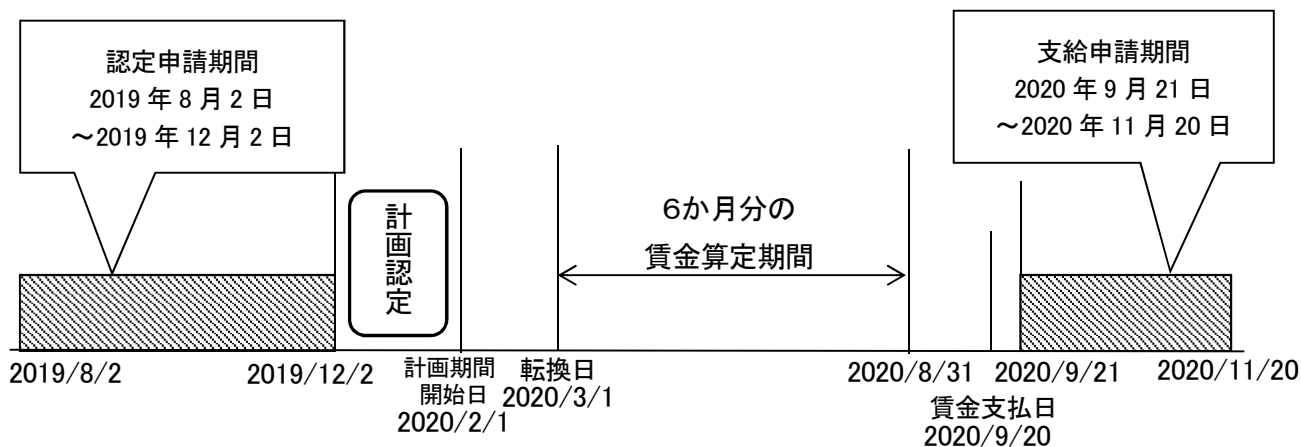
無期雇用転換計画に基づき、無期雇用への転換後、6か月分の賃金を支払った日の翌日から2か月以内（支給申請期間）に、「65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）支給申請書」に必要な書類を添えて（※10）、機構の都道府県支部 高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へ支給申請してください。

※10 申請書等の様式やこれに添付すべき書類については、都道府県支部 高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

（参考）受給手続の流れ

【例】・無期雇用転換計画期間が2020年2月1日からである場合

・転換日が2020年3月1日、賃金締切日が月末で翌月20日払いである場合



利用にあたっての注意点

1 本助成金（コース）の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD、F、G、Iにご留意ください。

2 本助成金の要件や手続等の詳細については、都道府県支部 高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。